

公共施設等総合管理計画とは

1 策定の経緯

- H24. 12 中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故が発生
- H25. 11 国がインフラ長寿命化基本計画を策定
- H26. 4 総務省より都道府県知事等へ取り組みの推進について通知
 - ・公共施設等総合管理計画の策定
 - ・公共施設等総合管理計画策定のための指針
- H26. 5 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定
- H29. 3 芦屋町公共施設等総合管理計画の策定

2 公共施設等総合管理計画の概要

（1）計画の目的

- ① 地方公共団体が所有するすべての公共施設等の状況把握
- ② 長期的な視点のもと、更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に管理

（2）計画の内容（記載すべき事項）

① 公共施設等の現況及び将来の見通し

以下の項目をはじめ、公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析して記載

ア) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

〈例：数量、建築年度別延床面積、経過年別延床面積等〉

イ) 総人口や年代別人口についての今後の見通し

〈例：人口の推移、将来人口〉

ウ) 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（維持管理・更新等に係る経費）やこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

〈例：公共施設等における更新費用の推計等〉

② 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

ア) 計画期間

イ) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

ウ) 現状や課題に関する基本認識

エ) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

オ) P D C A サイクルの推進方針（旧：フォローアップの実施方針）

③ 施設類型（道路、学校等）ごとの管理に関する基本的な方針

ア) 現状や課題に関する基本認識

イ) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方